

入管庁管 2923 号
開海発 0729 第 1 号
令和 8 年 7 月 29 日

外国人技能実習機構 総 務 部 長 殿
外国人技能実習機構 指導援助部長 殿
外国人技能実習機構 技能実習部長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公 印 省 略)
厚生労働省参事官 (海外人材育成担当)
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震で被災した技能実習事業所での復旧作業について

令和 8 年熊本地震の影響を受けて実習実施者の事業所が被災し、瓦礫の撤去等、技能実習の実施場所の復旧作業を行う場合について、技能実習計画との関係を下記のとおり「西日本豪雨で被災した技能実習事業所での復旧作業について」（平成 30 年 7 月 13 日付け法務省管在第 4458 号、開海発 0713 第 1 号）に準じることとする。

記

被災した実習実施者の事業所における瓦礫の片付け作業等については、機械・器具等を安全に使用可能な状態にするなど、技能実習を行うに当たっての環境を復旧するための作業として、技能実習の安全衛生業務に該当し得るものと整理する。

なお、技能実習環境の復旧に相当な時間を要するために、上記復旧作業を継続する場合は、地方出入国在留管理官署において、技能実習生に対する資格外活動許可を行う取り扱いとしている。

貴殿におかれては、地方事務所へ周知方よろしく願います。